

令和2年4月入園から「保育の利用基準表」、「調整指数」、「同一保育指数の場合の優先順位」を含めた利用調整方法に一部変更があります。詳細は、「保育利用案内」の19ページ以降をご覧ください。

## 令和2年2月までの利用調整方法

### 選考指数

- ◆世帯の選考指数は、保護者のうち低い方で決定されます。
- ◆就労を理由に申請する場合、所定勤務日数・時間と勤務実績(勤務日数・勤務時間・支払金額)に基づいて選考指数を決定します。勤務実績は、「勤務(予定)証明書」の最近3カ月の支払い実績の項目または給与明細で確認します(育児休業取得中の場合、産前休業前3カ月の勤務実績を確認します)。最近3カ月の支払い実績のうち、最も高い選考指数がつく実績を採用します。ただし、実績に基づく勤務日数または時間が、記載されている所定勤務日数・時間を超えても、所定勤務日数・時間にあてはまる選考指数を超えることはありません。「最近3カ月の実績」の記載がなかった場合、勤務実績の状況が確認できるまでは、労働の最低指数5となります。
- ◆期日までに「保育を必要とすることを証明する書類」が届かない場合、就労未定の選考指数3となります。
- ◆在園児特例中の転園申請で育児休業の復帰予定がない場合、就労未定の選考指数3となります。(ただし、就学前まで継続して在園ができない認可保育園の年度末卒園児童の4月入所を除く。11ページ参照)
- ◆所定勤務時間が就労の最低要件(月48時間)以上にも関わらず、勤務実績がそこに満たしていない場合、選考指数4となります。

### 保育の利用基準表

保育指数は、選考指数と調整指数を合算した数です。

番号	保護者の状況			選考指数	実施期間	
	類型	細目				
1	労働	外勤 自営	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	9	
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	8	
			週4日以上	週32時間以上の就労を常態	9	
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	8	
				週16時間以上24時間未満の就労を常態	7	
		在宅勤務	週3日以上	週24時間以上の就労を常態	8	
				週18時間以上24時間未満の就労を常態	7	
			週3日未満	週12時間以上18時間未満の就労を常態	6	
				週12時間以上の在宅勤務	6	
2	求職	就労内定 (採用予定証明書の提出あり)	保育実施月から月48時間以上の就労が確定している場合	4	3カ月以内	
			「同一保育指数の場合の優先順位」⑥に該当の場合は、分類番号1を準用	※1		
		就労未定 (採用予定証明書の提出なし)	求職、起業準備のため	3		
			屋内外出を常態としている場合	3		
3	出産 疾病 障害	出産	予定月をはさんで産前2カ月から産後2カ月まで	7	5カ月以内	
			入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む		10
		常時臥床		10		
				精神性の疾病・感染症		10
		居宅内療養	一般療養	8		
			心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度		10
精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級	10					
身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8					
身体障害者手帳4級	6					
4	看護 (介護)	施設付添	週5日以上常時付添が必要	10	付添、送迎、看護・介護を要しなくなる月の翌末日まで	
			週4日以上常時付添が必要	9		
			週3日以上常時付添が必要	8		
		施設送迎	週3日以上送迎が必要	7		
			自宅看護・介護(児童の別居祖父母を含む)	重度のため常時看護・介護が必要		9
上記以外の看護・介護が必要	6					
5	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10	災害の復旧が終了する月の末日まで		
6	その他	就学 職業訓練	既に就学・職業訓練のため屋内外出を常態としている場合	※1	就学・職業訓練の予定期間が満了する月の末日まで	
			就学・職業訓練が内定している場合	4	3カ月以内	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※2	※2		

注：就労時間は、休憩時間を含みます。

※1は、分類番号1を準用

※2は、分類番号1～5を準用

## 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+2
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+2
3	同居のきょうだいがある認可保育園、小規模事業所、事業所内保育事業所（地域枠）及び認定こども園（保育部分）に在園している世帯、または同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	+1
4	保護者が区内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業所に、保育士・保育教諭として、月120時間以上勤務している世帯（保育士証の写しの提出があった場合に限る。就労内定者は含まない。）	+2
5	生計中心者が失業している世帯	+1
6	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	-3

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号6は除く。例えば、番号1と3が重複した場合、調整指数は+2です。番号1と6が重複した場合、調整指数は-1です。

### 同一保育指数の場合の優先順位

同一保育指数となった場合は次の順番で利用調整します。

- ①ひとり親世帯（ほかに60歳未満の同居人がいない世帯）
  - ②申請中のお子さんを保育できる60歳未満の祖父母と同居していない世帯
  - ③利用申請締切現在、保育料の滞納がない世帯
  - ④選考指数が高い世帯 ※ 調整指数を加える前の選考指数で判断します。
  - ⑤多子世帯（利用申請締切現在、就学前のお子さんの人数が3人以上でより多い世帯）
  - ⑥保護者が区内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業所に、保育士・保育教諭として月120時間以上勤務している又は勤務を予定している世帯（保育士証の写しの提出があった場合に限る）
  - ⑦きょうだいが同一の保育園に在園している
  - ⑧きょうだいが同一の保育園に利用調整会議で入園内定になっている
  - ⑨過去3カ月間就労継続中
    - ※ 勤務証明書に記載された採用年月日から起算します。転職後3カ月に満たない場合でも、前職から間断なく3カ月以上継続して就労していれば、該当します。前職の退職証明や給与明細をご提出ください。
  - ⑩申請中のお子さんを認証保育所・家庭福祉員・ベビーホテル・事業所内保育事業所（地域型保育事業所は除く）・企業主導型保育事業所・ベビーシッターに有償で3カ月以上（育児休業期間中や求職中を除く）預けている（※）
  - ⑪申請中のお子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に3カ月以上（育児休業期間中や求職中を除く）預けている（※）
  - ⑫選考指数の類型が労働に該当する保護者が、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している
  - ⑬保育料認定の根拠となる税額が低い世帯
- ※例えば、4月入園の場合、2月に利用調整を行うため、11月中に月48時間以上預け始め、かつ12月（預け始めた月の翌月）1日までに職場復帰または就労開始した場合に該当します。「職場復帰証明書」または「勤務(予定)証明書」、および「受託証明書（⑪を除く）」を提出してください。なお、育児休業期間中や求職中は、有効期間として計算できません。